

## 転学の手続きについて

### ◎茨木市外へ転出される場合

- ① 茨木市役所市民課（本館 1 F）で転出届をし、転校の「通知書」を受け取ってください。
- ② 「通知書」を春日小学校に提出してください。（転出日を確認後「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお渡しします。）
- ③ 受け取った書類は、転入先の市町村で手続きをしたあと、転入先の学校へ提出してください。

※市民課への転出届は、引越し予定日の14日前からできます。

市民課      TEL      620-1621

住民基本台帳カードを持っておられる方は、市外へ転出される場合郵送手続きができます。郵送により手続きされた場合は、教育委員会より学校へ転出通知書が送られてきますので、通知書に基づき、学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

### ◎茨木市内へ転出する場合

- ① 転居の日と新住所が明らかになった時点で、茨木市役所教育委員会学務課（南館 6 F）で転出手続きをし、転校の「通知書」を受け取ってください。
- ② 「通知書」を春日小学校に提出してください。（転出日を確認後「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお渡しします。）
- ③ 受け取った書類は、転入先の学校へ提出してください。

教育委員会学務課      TEL      620-1684

★転出に伴い、**給食停止手続きや学校徴収金の精算**を行いますので、転出が確定した時点でお早めに学校までお知らせ下さい。（給食費につきましては「学校給食停止届」をご提出いただきます。）

★「在学証明書」「教科書給与証明書」は、原則として転出日もしくは転出日に近い日にお渡しします。